

〔団体の概要〕(N G O / N P O 用)

団 体 名	生物資源法研究会		
所在地	〒020-0066 盛岡市上田3 - 1 8 - 3 4 岩手大学 国際法研究室気付 TEL: 019-621-6797 FAX: 019-621-6715 E-mail: isozaki@iwate-u.ac.jp		
ホームページ			
設立年月	2000 年 4 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	磯崎博司	担当者	磯崎博司
組 織	スタッフ 4 名 (内 専従 0 名)		事務所 なし
	会員制度 (あり・なし)	正会員 4 名 (内訳 : 個人 4 名 / 団体・法人 名) 賛助会員 名 (内訳 : 個人 名 / 団体・法人 名) その他会員 名	
設立の経緯	生物遺伝資源に関する条約および国内法が大きく変化し、それに伴い同資源の需給実態が変化しているにもかかわらず、日本においては関心が少なく、関連法令に関する研究も進められていないため設立された。		
団体の目的	生物遺伝資源の利用およびそれから生じる利益の配分に関する法制度の研究及び提言		
団体の活動 プロフィール	生物多様性条約および関連国際法令並びに各国の関連国内法の分析及び検討を行うとともに、最近採択された「生物遺伝資源の利用およびそれから生じる利益の配分に関するボンガイドライン」について、交渉経緯に基づいて、その国内実施に関する研究および分析を行っている。		
財 政	活動事業費 (平成 13 年度)	4 万 円	

団体・企業名	生物資源法研究会	担当者名 磯崎博司
--------	----------	--------------

〔政策提言の内容〕

* 政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	生物多様性条約ボンガイドラインの国内実施の確保		
政策の分野	番号	4	生物多様性および生物資源の保全管理
政策の手段	番号	1	関係法令の制定および改正
政策の目的			
生物遺伝資源の調査、探査、採集および取得等ならびにそれらの利用について、また、その利用から生ずる利益の公平な配分について、生物多様性条約に則した国内法令を整備する。			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
生物多様性条約は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、その利用から生じる利益の公平な配分を目的としている。2002 年 4 月に開かれた第 6 回締約国会議において、生物遺伝資源の取得、利用および収益配分に関するボンガイドラインが採択された。今後、ボンガイドラインに沿った国内法令の整備が求められる。 その際、国外の資源の利用という方向だけでなく、日本国内における資源管理のための制度を確立する必要がある。自国資源の適切な管理は、生物多様性条約上の義務でもある。すでに、オーストラリアは、生物多様性に関する国内法を定めるとともに、その下に、A B S に関する規則を準備している。			
政策の概要			
生物多様性条約およびその下の諸決議に基づき、交渉経緯を含めてボンガイドラインの国内実施に必要な施策を明確にすることがまず求められる。そのうち、国内の生物資源の保全管理に関わる事柄が本政策にあたる。国外の資源へのアクセスおよびその国内移転に関わる事柄も重要であるが、本政策には含めない。 他方、これら資源の調査、探査、採集、取得、売買、移転、応用などの実態把握、関連する法的論点、契約実態などを分析検討する。また、関連して、業界、研究者、市民団体、N G O などの意向調査を行う。 以上に基づき、既存の国内法令および他国の国内法令を分析検討することにより、ボンガイドラインの国内実施にあたって必要となる法令の制定および改正を確認し、実現を図る。			

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください） 基本要素として、生物多様性および生物資源管理について関心と認識の向上を図る必要があり、広範なパートナーシップに基づく合意形成プロセスを尽くす必要がある。それには、国会議員、関連省庁、業界、学会、N G O、一般国民、地元住民などが含まれていなければならない。 その確保のためには、調査検討過程を公開するとともに、シンポジウムやワークショップを随時、各地で開くなどして、問題状況と法的対応が必要なことを広く理解してもらい、法令の効果的な実施につなげる必要がある。
政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください） 関連省庁、関連業界団体、生物遺伝資源関連学会およびその他研究者、環境法関連学会およびその他研究者、関係N G Oが中核となりうる。
政策の実施により期待される効果 生物多様性条約の効果的な国内実施の確保、国内生物遺伝資源の適切な管理の実現、それらの資源の国外持ち出しに関する適切な規制の確保、国内および国際レベルにおける公平な利益配分制度の確立などの成果のような、条約と国内法との連携確保という法的評価に加えて、自国資源の適切な管理、利益と負担の平等の確保のような社会的評価も期待できる。また、制度が確定することにより、関連する経済活動に安定的な基盤を提供することが期待できる。
パンフレット等添付資料名